ロ　使い捨て式の発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　容量が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽

（二）　（一）に該当する発酵槽に用いることができるように設計された使い捨て培養容器の収容装置

（三）　（一）に該当する発酵槽に用いることができるように設計された制御装置であって、発酵装置を制御するための二以上のパラメーターを同時に監視又は制御をすることができるもの

第三条第二号イ（二）中「、ハイブリッドロケット推進装置又は液体ロケット推進装置」を「又はハイブリッドロケット推進装置」に改め、同号イに次のように加える。

（三）　液体ロケット推進装置であって、全力積が八四一、〇〇〇ニュートン秒以上のもの又はこれに組み込まれるように設計した液体ロケットエンジン

第三条第三号イ（二）中「における」の下に「国際民間航空機関が定める」を加え、同号ト中「又はスラリー状」を「、スラリー状又はゲル状」に改め、同号ヌ中「における」の下に「国際民間航空機関が定める」を加え、「最大推力」を「最大出力」に改め、同条第六号イ中「又はスラリー状」を「、スラリー状又はゲル状」に改め、同条第六号の二中「ポンプ用に設計された」を「ポンプに使用することができる」に改め、同号ハ中「二十ミリメートル」を「二〇ミリメートル」に改め、同条第十号の二中「又は球形粉」を「、球形粉又は回転楕円体粉」に改め、同条第二十号中「又は重力勾配計」及び「ように設計した」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十の二　航空機搭載用若しくは船舶搭載用の重力勾配計（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

第四条第四号ロ中「又はシート」を削り、同条第十三号中「重合体であって、次」を「重合化することができる非ふっ素化化合物又は非ふっ素化重合体であって、次」に改め、同号イ中「芳香族ポリイミド」を「ガラス転移点が二三二度を超える芳香族ポリイミド」に改める。

第六条第一号ロ中「該当するもの」の下に「（民生用の自動車又は鉄道車両に使用する集積回路を除く。）」を加え、同号ホ（一）1中「五〇〇メガサンプリング毎秒」を「一ギガサンプリング毎秒」に改め、同号ヌ中「マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、アナログデジタル変換用のもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路又は光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、ニューラルネットワークを用いたもの、カスタム集積回路、ＦＦＴプロセッサ」を「ハ、ホからリまで及びルのいずれかに該当するもの」に改め、同条第二号ハ（一）中「三・二ギガヘルツ」を「二・七ギガヘルツ」に改め、「、平均出力値が四ワット（三六ディービーエム）を超えるもののうち」を削り、「一五パーセントを超えるもの」の下に「のうち、次のいずれかに該当するもの」を加え、同号ハ（一）に次のように加える。

1　動作周波数が二・七ギガヘルツ超二・九ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が七五ワット（四八・七五ディービーエム）を超えるもの

2　動作周波数が二・九ギガヘルツ超三・二ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が五五ワット（四七・四ディービーエム）を超えるもの

3　動作周波数が三・二ギガヘルツ超三・七ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が四〇ワット（四六ディービーエム）を超えるもの

4　動作周波数が三・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が二〇ワット（四三ディービーエム）を超えるもの

第六条第二号ハ（二）中「、平均出力値が一ワット（三〇ディービーエム）を超えるもののうち」を削り、「一〇パーセントを超えるもの」の下に「のうち、次のいずれかに該当するもの」を加え、同号ハ（二）に次のように加える。

1　動作周波数が六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が一〇ワット（四〇ディービーエム）を超えるもの

2　動作周波数が八・五ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が五ワット（三七ディービーエム）を超えるもの

第六条第二号ハ（三）中「平均出力値が〇・八ワット（二九ディービーエム）」を「ピーク飽和出力値が三ワット（三四・七七ディービーエム）」に改め、同号ハ（四）中「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に改め、同号ハ（五）中「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に改め、「もの」の下に「のうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの」を加え、同号ハ（六）から（八）までの規定中「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に改め、同号ニ（一）中「三・二ギガヘルツ」を「二・七ギガヘルツ」に、「平均出力値が六〇ワット（四七・八ディービーエム）を超える」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号ニ（一）に次のように加える。

1　動作周波数が二・七ギガヘルツ超二・九ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が四〇〇ワット（五六ディービーエム）を超えるもの

2　動作周波数が二・九ギガヘルツ超三・二ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が二〇五ワット（五三・一二ディービーエム）を超えるもの

3　動作周波数が三・二ギガヘルツ超三・七ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が一一五ワット（五〇・六一ディービーエム）を超えるもの

4　動作周波数が三・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が六〇ワット（四七・七八ディービーエム）を超えるもの

第六条第二号ニ（二）中「平均出力値二〇ワット（四三ディービーエム）を超える」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号ニ（二）に次のように加える。

1　動作周波数が六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が五〇ワット（四七ディービーエム）を超えるもの

2　動作周波数が八・五ギガヘルツ超一二ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が一五ワット（四一・七六ディービーエム）を超えるもの

3　動作周波数が一二ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が四〇ワット（四六ディービーエム）を超えるもの

4　動作周波数が一六ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が七ワット（三八・四五ディービーエム）を超えるもの

第六条第二号ニ（三）及び（四）中「三七・五ギガヘルツ」を「三七ギガヘルツ」に、「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に改め、同号ニ（五）中「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に改め、「〇・一ナノワット」の下に「（マイナス七〇ディービーエム）」を加え、同号ホ（一）中「三・二ギガヘルツ」を「二・七ギガヘルツ」に改め、「、平均出力値が六〇ワット（四七・八ディービーエム）を超えるもののうち」を削り、「一五パーセントを超えるもの」の下に「のうち、次のいずれかに該当するもの」を加え、同号ホ（一）に次のように加える。

1　動作周波数が二・七ギガヘルツ超二・九ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が五〇〇ワット（五七ディービーエム）を超えるもの

2　動作周波数が二・九ギガヘルツ超三・二ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が二七〇ワット（五四・三ディービーエム）を超えるもの